

入間地区社会教育協議会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、入間地区社会教育協議会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、会長の定めるところに置き、原則として別に定める輪番表による。

(定 義)

第3条 本会則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入間地区 埼玉県西部教育事務所が所管する県西部に位置する13市町(川越市、狭山市、所沢市、飯能市、日高市、越生町、毛呂山町、坂戸市、鶴ヶ島市、入間市、富士見市、ふじみ野市、三芳町)で構成する地区をいう。

(2) 社会教育 教育基本法第12条の社会教育をいう。

2 本会則に特段の定めのない用語については、教育基本法並びに社会教育法の定めるところによる。

(組織・会員)

第4条 本会は、入間地区13市町の社会教育委員及び社会教育関係職員をもって組織する。

2 本会の会員は、前項に定める委員及び関係職員の中から選出される第7条に定める部会の構成員並びに第10条に定める理事とする。

3 本会の目的に協賛する入間地区にある教育機関等を本会の賛助会員とすることができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は、入間地区における社会教育を奨励し、その振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員各自の研修に関する事業
- (2) 情報交換及び研究調査
- (3) 各種関係団体との連絡調整
- (4) 本会の広報活動
- (5) その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

(部 会)

第7条 本会に次に掲げる部会を置き、研修並びに情報交換その他の事業を行う。

- (1) 社会教育委員部会 入間地区13市町の社会教育委員より、各市町2名で構成する。
- (2) 主管課長部会 入間地区13市町の主管課長により、各市町1名で構成する。
- (3) 社会教育主事部会 入間地区13市町の社会教育主事等の職員により、各市町1名以上で構成する。

(4) 文化財担当者部会 入間地区13市町の文化財保護担当者により、各市町若干名で構成する。

2 前項に定める部会において、部会長1名、副部会長1名以上、部会の会計1名、部会の幹事若干名をそれぞれ選出する。また、社会教育委員部会の部会長及び副部会長の選出は、原則として別に定める輪番表による。

3 本会は、第1項に定める各部会から広報紙編集のための2名の委員により構成する編集委員会を設ける。

(専門委員会)

第8条 本会に専門委員会を置くことができる。

第3章 役 員

(本部役員)

第9条 本会を代表して運営する役員として、次の各号に掲げる本部役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 3名

(理 事)

第10条 本会の役員として、次の各号に掲げる理事を置く。

- (1) 各市町の社会教育委員の代表 各市町から2名
- (2) 各市町の社会教育関係職員の代表 各市町から1名
- (3) 各部会の代表(部会長) 各1名

(監 事)

第11条 本会を監査する役員として、監事2名を置く。

(顧問・相談役)

第12条 本会の役員として、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第13条 本会の役員は、次の各号に掲げる任務にあたる。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その任務を代行する。また、会長の一部任務を代理することができる。
- (3) 幹事は、会長の指示による事務の一部を執る。
- (4) 理事は、第19条に定める理事会において会務を協議運営する。
- (5) 監事は、本会の会務並びに会計を監査する。監事は、会務もしくは会計の状況に不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- (6) 顧問並びに相談役は、本部役員の相談を受け助言することができる。

(役員を選出)

第14条 本会の役員は、次の各号に掲げる方法で選出する。

- (1) 会長並びに副会長は、会員の中から理事会において選出する。
- (2) 幹事は、会員の中から会長が指名する。
- (3) 理事は、各市町もしくは各部会の選考による。

- (4) 監事は、会員の中から総会において選出する。
- (5) 顧問は、本会の会長経験者の中から会長が指名する。
- (6) 相談役は、現に会員である本会の会長経験者の中から会長が指名する。

- 2 前項の定めにより選出された役員は、総会において選任されなければならない。会長が指名する役員は、総会の選任を経て委嘱する。
- 3 会長、副会長、幹事及び監事の選出は、原則として別に定める輪番表による。

(役員の任期)

- 第15条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、前条第3号及び第4号で選出される役員の任期はその限りではない。
- 2 役員に欠員が生じた時は、理事会の選任で補充できるものとし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類と招集)

- 第16条 本会の会議は、総会（定期もしくは臨時）及び理事会とする。
- 2 会議は、会長が招集する。
 - 3 会長は、年1回新年度開始後速やかに定期総会を招集しなければならない。また、会長は、必要に応じて本部役員会・会計監査会その他の会議を招集し、開催することができる。
 - 4 会議の議長は、会長が務める。または、会議において議長を選任することもできる。

(議 決 権)

- 第17条 会員は、会議において一人につき各1個の議決権を有する。
- 2 会員は、代理人によって議決権を行使することができる。
 - 3 会員ではない入間地区13市町の社会教育委員は、本会の会議に出席して意見を述べるができる。

(総会の議事)

- 第18条 本会の総会は、議決権を有する会員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 2 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。
 - 3 次の各号に掲げる事項について、総会において審議する。
 - (1) 事業報告及び決算報告並びに監査報告
 - (2) 役員選任(案)
 - (3) 事業計画(案)及び会計予算(案)
 - (4) 会則の変更並びに規則等の制定と改廃
 - (5) 専門委員会の設置
 - (6) その他の重要事項

(理 事 会)

- 第19条 本会の理事会は、第9条から第10条に定める議決権を有する役員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 2 理事会の議事は、出席役員の過半数で決する。
 - 3 会長が招集する総会の議案は、理事会の決議を経なければならない。
 - 4 第18条第3項第1号から第3号に定める総会で審議す

る議事は、定期総会の定足数を満たすことができなかった場合に限り、理事会の決議をもって総会の決議とみなすことができる。

第5章 事務局及び会計

(事 務 局)

- 第20条 本会の運営を円滑に行うため、本会の事務所に事務局を置く。
- 2 事務局には事務局員を置き、その任免は会長が行う。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

- 第21条 本会の経費は、市町分担金、寄付金、その他の収入によって支弁する。入間地区13市町分担金の額は、入間地区教育委員会連合会の承認を経て、別に定める。
- 2 本会は、別表2に定める役員手当、役員旅費及び事務局員旅費を支給することができる。

(会 計 年 度)

- 第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(県社連への加盟)

- 第23条 本会は、埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会に加盟する。

(規則等の制定)

- 第24条 本会は、総会の承認を経て、細則、規程、要項などの規則等を制定することができる。

付 則

- 1 この会則は、昭和26年10月3日より施行する。
- 2 この会則は、昭和36年7月26日一部改正し施行する。
- 3 この会則は、昭和41年7月7日一部改正し施行する。
- 4 この会則は、昭和44年6月10日一部改正し施行する。
- 5 この会則は、昭和48年6月5日一部改正し施行する。
- 6 この会則は、昭和50年6月6日一部改正し施行する。
- 7 この会則は、昭和54年2月23日一部改正し、4月1日より施行する。
- 8 この会則は、昭和55年2月29日一部改正し、4月1日より施行する。
- 9 この会則は、昭和60年5月23日一部改正し施行する。
- 10 この会則は、昭和63年5月19日一部改正し施行する。
- 11 この会則は、平成7年5月24日一部改正し施行する。
- 12 この会則は、平成11年5月21日一部改正し施行する。
- 13 この会則は、平成16年5月24日一部改正し施行する。
- 14 この会則は、平成17年5月24日一部改正し施行する。
- 15 この会則は、平成18年5月9日一部改正し施行する。
- 16 この会則は、平成30年5月9日一部改正し、5月10日より施行する。
- 17 この会則は、令和5年5月17日一部改正し、令和6年4月1日より執行する。

【別表1】

輪番表

入間地区社会教育協議会の会長他役員について

1. 入間地区社会教育協議会の事務所については、平成18年度より2年間毎のローテーションで、入間地区13市町のうち一つの教育委員会に移管された。
2. 幹事：
 - ①事務所担当市町教育委員会の職員1名
 - ②事務所担当市町教育委員会の社会教育委員1名
 - ③次の事務所担当市町教育委員会の職員1名
3. 社会教育委員部会 部会長： 事務所担当市町の社会教育委員
4. 社会教育委員部会 副部会長：
 - ①次の事務所担当市町の社会教育委員
 - ②次の次の事務所担当市町の社会教育委員
5. 監事：
 - ①主管課長部会 部会長
 - ②社会教育委員部会 副部会長の1名

会長・副会長・幹事のローテーション表

No	年度	平成18年度より実施				平成26年度より実施			
		事務所	社会教育委員部会			社会教育協議会			
			部会長	副部会長		会長	副会長		監事
1	18・19	飯能市	飯能市						
2	20・21	入間市	入間市	狭山市	所沢市				
3	22・23	狭山市	狭山市	所沢市	川越市				
4	24・25	所沢市	所沢市	川越市	日高市				
5	26・27	川越市	川越市	日高市	鶴ヶ島市	飯能市	入間市	狭山市	日高市
6	28・29	日高市	日高市	鶴ヶ島市	坂戸市	入間市	狭山市	所沢市	鶴ヶ島市
7	30・31(R1)	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	坂戸市	ふじみ野市	狭山市	所沢市	川越市	坂戸市
8	2・3	坂戸市	坂戸市	ふじみ野市	富士見市	所沢市	川越市	日高市	ふじみ野市
9	4・5	ふじみ野市	ふじみ野市	富士見市	三芳町	川越市	日高市	鶴ヶ島市	富士見市
10	6・7	富士見市	富士見市	三芳町	毛呂山町	日高市	鶴ヶ島市	坂戸市	三芳町
11	8・9	三芳町	三芳町	毛呂山町	越生町	鶴ヶ島市	坂戸市	ふじみ野市	毛呂山町
12	10・11	毛呂山町	毛呂山町	越生町	飯能市	坂戸市	ふじみ野市	富士見市	越生町
13	12・13	越生町	越生町	飯能市	入間市	ふじみ野市	富士見市	三芳町	飯能市
14	14・15	飯能市	飯能市	入間市	狭山市	富士見市	三芳町	毛呂山町	入間市
15	16・17	入間市	入間市	狭山市	所沢市	三芳町	毛呂山町	越生町	狭山市
16	18・19	狭山市	狭山市	所沢市	川越市	毛呂山町	越生町	飯能市	所沢市
17	20・21	所沢市	所沢市	川越市	日高市	越生町	飯能市	入間市	川越市

【別表2】

役員手当、役員旅費及び事務局員旅費について

役員手当(年額)	会長、副会長、顧問、相談役:4,000円、幹事:3,000円、監事2,000円
役員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・開催場所と異なる市町からの移動一回につき一律1,000円。 ・会長、副会長、幹事、監事、顧問、相談役、部会長(社会教育委員のみ)。 ・本会が開催する会議、部会構成員でない時の部会、生涯学習フォーラム、本会を代表して出席する会議等。ただし、開催通知のない打合せおよび他から一回あたりで支給されている場合は除く。 ・さわらび編集委員会の活動費において、委員の旅費は本規定に準ずる。
事務局員旅費	全国社会教育研究大会もしくは関東甲信越静社会教育研究大会等、交通費及び予算の範囲内で宿泊費の実費を支出することができる。

別表2は、第19条に定める理事会の決議で改廃することができる。

入間地区社会教育協議会 事務局規則

(目的)

第1条 この規則は、入間地区社会教育協議会会則第20条の規定により、本会の事務処理等について必要な事項を定める。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 本会の会計に関する事項
- (2) 本会の会議及び社会教育委員会に関する事項
- (3) 入間地区13市町との連絡調整に関する事項
- (4) 入間地区生涯学習フォーラム並びに社会教育関係団体及び組織の会長会議に関する事項
- (5) 本会の広報活動に関する事項
- (6) その他、会長の指示する事項

(組織上の職)

第3条 事務局に、事務局員を置く。

2 事務局長は、原則として幹事(事務所担当市町教育委員会の職員)が就くこととして、やむを得ない事情がある場合は、本部役員の中から互選とする。

3 事務局員は、事務局長を兼務することが出来る。

(職務及び権限)

第4条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を担務するほか、会長の命を受けて事務局の事務を総括する。

- (1) 事務局員の勤怠管理
- (2) 事務局員への事務手続きの指示・支援
- (3) 協議会の会長印及び預金通帳の管理

2 事務局員は、事務局長の指示に従い事務や金品の保管を執り行う。

3 事務局長に事故があるとき、又は、事務局長が欠けたときは、会長の指名するものがその職務を代行する。

(事務局の決裁)

第5条 事務局の事務処理は特に会長の決裁を必要とするもののほかは、事務局長が専決するものとする。

(専決)

第6条 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 収入に関すること
- (2) 事務局員の賃金、通勤手当及び1件5万円以内の支出に関すること
- (3) 軽易または定例的な通知、申請、報告、照会及び回答等に関すること
- (4) 事務局員の勤務及び出張、休日、勤務割に関すること
- (5) その他、前各号に準ずる軽易または定例的な事務処理に関すること

(会計)

第7条 事務局の会計事務処理については、別に定めるほか、財務状態及び運営実績に関する会計決算書等に明確に表示するものとする。

(賃金)

第8条 事務局員の賃金については、別表のとおりとする。

(手当、旅費)

第9条 本会役員手当並びに役員及び事務局長の旅費については、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成30年5月9日に制定し、5月10日より施行する。
- 2 この規則は、令和5年5月17日一部改正し、令和6年4月1日より執行する。

【別表】 事務局員の給料表について

職務	区分	金額
事務局員	月額	80,000円

通勤手当の規則

- 事務局長に支給する通勤手当は、事務所を置く市町の職員通勤手当の基準を参考にして、会長と協議の上で、

